

不利益処分についての
不服申立ての手引

みよし市
公平委員会

《目 次》

1	不服申立てができる者	1
2	不服申立ての対象範囲	1
3	不服申立てを行う方法等	2
4	不服申立書の受理及び却下の決定	4
5	不利益処分不服申立ての特色	4
6	不服申立ての取下げ	5
7	判定	5
8	その他	6
	(1) 費用	6
	(2) 公平委員会の審理に出席する場合の取扱い	6
別紙 1	不服申立ての手続の流れ	7
別紙 2	不服申立書様式例	8
別紙 3	代理人資格証明書様式例	10
別紙 4	不服申立て取下申出書様式例	11
別紙 5	公平委員会連絡先	12
	別紙 2 の記入要領（職員本人の場合、代理人の場合）	13

この手引に記載されている内容は、平成 24 年 4 月 1 日現在のものです。

一般職の職員は、地方公務員法（以下「法」という。）第49条の2に基づき、公平委員会に対して、不利益処分について不服申立てを行うことができることになっています。

（参 考） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第49条の2 前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

※ 前条第1項に規定する処分とは、2(1)に挙げられている処分です。

不服申立ての申立手続は、みよし市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成22年みよし市公平委員会規則第2号）に定められています。なお、この規則の条文は、みよし市例規集に掲載されています。

(http://www1.g-reiki.net/aichi-miyoshi/reiki_menu.html)

1 不服申立てができる者

不服申立てができるのは一般職の職員です。常勤・非常勤を問いません。現に在職する職員のほか、懲戒免職又は分限免職に付されて一般職の職員の身分を失った人なども含まれます。

ただし、次のような者から行われた不服申立ては認められません。

- ① 臨時的に任用された職員や条件付採用期間中の職員から、分限処分について行われた不服申立て
- ② 不服申立てに関して委任を受けていない代理人によって行われた不服申立て
- ③ 被処分者が死亡した後、相続人によって行われた不服申立て
- ④ 既に職員の身分がない者から、処分の取消し等によって回復すべき法律上の利益がない処分について行われた不服申立て

2 不服申立ての対象範囲

不服申立てとなる不利益処分は、①行政処分であり、かつ、②著しく不利益なものであることの2つの要件を満たすものでなければなりません。

(1) 不服申立てできる処分

- ① 懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- ② 分限処分（免職、休職、降任、降給）
- ③ 職員の意に反する処分で著しく不利益だと思料されるもの（実質的な降任に当たる配置換・転任、退職（退職を強要された）など）

(2) 不服申立てできないもの

- ① 人事異動に関する決定で、決裁された段階にとどまり、まだ外部には表示されていないもの（内示など）
- ② 法律上の権利義務関係に直接的に変動をもたらさないもの（あっせん、勧告、訓告、嚴重注意など）
- ③ 一定の要件を満たしたことにより、法律上当然に効果が発生したにすぎないもの（法第16条各号の一に該当するに至ったことによる失職、任期満了による退職、欠勤に対する給与減額など）

3 不服申立てを行う方法等

(1) 必要書類等

① 不服申立書正副2通

A4判の用紙に次に掲げる事項を記載して、正副とも記名押印してください。（別紙2の様式例（8、9頁）及び記入要領（13、14頁）を参照してください。）

ア 処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びにその者が現に職員である場合は、その職及び所属

イ 処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属

ウ 処分者の職及び氏名

エ 処分の内容及び処分を受けた年月日

オ 処分があったことを知った年月日

カ 処分に対する不服の理由

キ 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

ク 処分説明書の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

* 処分説明書とは、法第 49 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分の事由を記載した説明書です。

ケ 不服申立ての年月日

② 代理人資格証明書等

不服申立ては、代理人によって行うこともできます。その場合は、代理人資格証明書（代理人の資格（委任していること）について明らかにする書面。別紙 3 の様式例参照、委任状によっても可。）を不服申立書に添付して提出してください。また、不服申立書には、代理人が記名押印してください。

③ 不服申立てに関係する資料がある場合は当該資料正副 2 通

(2) 不服申立て期間

不服申立ての期間（不服申立書の提出期限）は、処分説明書を受領した日の翌日から起算して 60 日以内であり、処分説明書を受領しなかった場合であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年以内です。この期間が過ぎてなされた不服申立ては「却下」となります。

不服申立てできる不利益処分については、不服申立てに対するよる公平委員会の判定（裁決又は決定）を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができない（不服申立て前置主義、法第 51 条の 2）ため、当該処分について裁判所へ取消しの訴えもできなくなります。

(3) 不服申立書等の提出

公平委員会（総務部総務課）宛に提出してください。持参又は郵送のいずれの方法でもかまいませんが、郵送の場合は、不服申立書の提出期限日の通信日付印（消印）まで有効となりますので、ご注意ください。

※ 不服申立書提出後、記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を書面で公平委員会に届け出てください。なお、住所や電話番号等の連絡先の変更により、連絡が取れない状態が続くなどの場合は、審査を終了することがあります。

4 不服申立書の受理及び却下の決定

不服申立書が提出されると、公平委員会は、不服申立書の記載事項、添付書類の有無（添付書類があるときはその内容）等について点検・審査し、その結果、不服申立書に重大な不備がある場合には、相当の期間を定めて請求者に補正することを命じ、不備が軽微で不服申立ての受理決定に影響のないものである場合には、職権により補正を行います。

公平委員会が、不服申立書が受理要件を満たしていると認めるときは、これを受理し、要件を満たしていないとき（却下事由に該当するとき）は、これを却下します。

却下事由に該当するときは、次のとおりです。

- ① 不服申立てをすることのできない者によって行われた不服申立て
- ② 法第49条に規定する処分に該当しないことが明らかな事実について行われた不服申立て
- ③ 不服申立てを行うことができる期間を経過した後に行われた不服申立て
- ④ 不服申立てをすることにつき法律上の利益がないことが明らかな請求者によって行われた不服申立て
- ⑤ 補正命令に従った補正が行われない不服申立て
- ⑥ その他、不適法にされた不服申立てで不備が補正できないもの

この段階を含めて、不服申立ての審査は、別紙1の「不服申立ての手続の流れ」に示した手順により進められます。

5 不利益処分不服申立ての特色

(1) 審理方式

審理方式には書面審理と口頭審理の2種類があり、請求者がそのいずれかを選択することになります。

書面審理……請求者と処分者の両当事者を対面させず、公平委員会がそれぞれの当事者から個別に事情を聴取するなどして審理を進めていく方式です。この審理は公開しません。

口頭審理……両当事者を対面させる点が書面審理と異なります。双方に主張や立証を自主的に行わせることによって審理を進めていく方式です。誰でも傍聴できる公開の方式と、傍聴させない非公開の方式があります。

なお、いずれの方式においても、書面や証拠の提出等が適宜求められます。

(2) 審理場所

書面審理及び口頭審理の場所は、請求者の希望、証拠調の都合、当事者の住所等を勘案して、公平委員会が決定した適当な場所に設営します

(原則として、みよし市役所で行います。)

(3) 公平委員会の委員について

みよし市公平委員会は、3人の委員をもって組織されています。

公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨および民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。

委員の任期は、4年となっています。

6 不服申立ての取下げ

判定が行われるまではいつでも不服申立てを取り下げることができます。取り下げる場合は、公平委員会委員長宛にその旨を書面に記載し、記名押印（請求者又は請求者から取下げについて特別の委任を受けた代理人による押印）して提出してください。（別紙4の様式例参照）

7 判定

公平委員会は、提出された調書、意見に基づいて、事案を審査して判定を行い、判定書を当事者に送付します。

判定には、承認、修正、取消しの判定があり、処分を修正又は取り消した場合には、公平委員会は、処分者に対し、請求者が処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をします。

8 その他

(1) 費用

ア それぞれの当事者が負担するもの

- ① 当事者、代理人の審理出席に要する費用
- ② 審理に際し、当事者が自ら控室を借りた場合はその使用料等
- ③ 当事者の申請した証拠に関する費用
- ④ 手続のために行う公平委員会への通信費

イ 公平委員会が負担するもの

- ① 公平委員会の出張費用
- ② 審理場の設営に要する費用（会場使用料など）
- ③ 公平委員会が職権で呼び出した証人の審理出席に要する費用（交通費など）

(2) 公平委員会の審理に出席する場合の取扱い

請求者が審理に出席する場合には審理期日やその前後の往復にかかる時間については職務専念義務が免除されますが、請求者の代理人として職員が審理に出席する場合には職務専念義務が免除されないため、年次休暇を取るなどの手続が必要です。

また、証人として職員が出席する場合は、証言時間や出頭のために要した往復の時間について特別休暇が認められています。

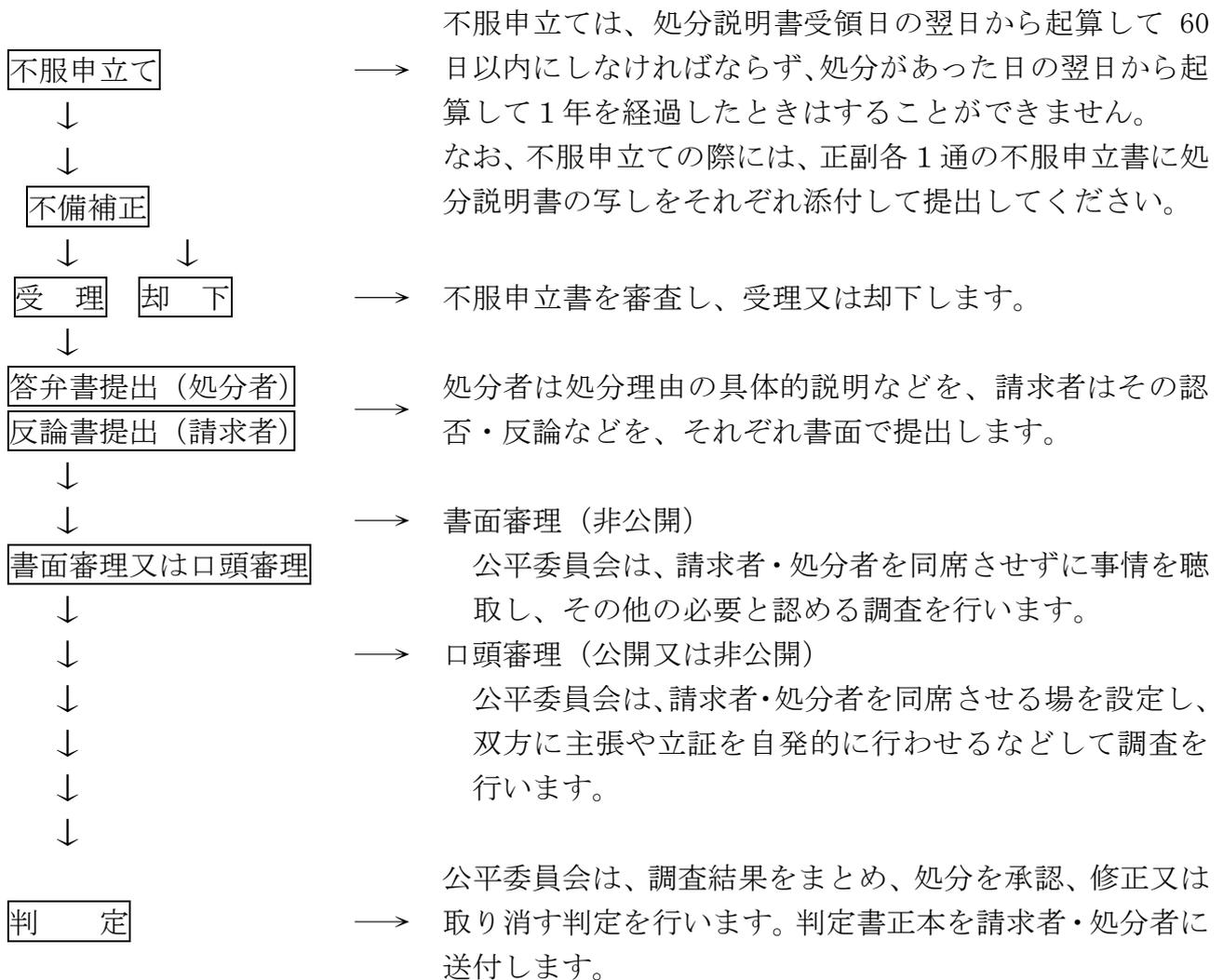
なお、事務手続上勤務所属への届出が必要であれば、公平委員会が審理への出席や証言時間等について証明書を発行します。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が適用される職員である場合は、請求者の審理に出席する際の勤務の取扱いや証人として出席したときの休暇について、別途の取扱いがなされることがあります。

※ 不服申立てに関する相談や不服申立書の提出等のための公平委員会訪問の時間は職務専念義務の免除や特別休暇の対象にはなりません。

別紙1 不服申立ての手續の流れ

不服申立ての手續の流れを簡単に図解すると次のとおりです。



代理人資格証明書

請求者氏名

①

住所

次の者を代理人と定め、審査に関する一切の権限(不服申立てを取り下げる権限を含む。)を委任しました。

代理人氏名

住所及び連絡先

職又は職業

以上

- (注) 1 不服申立てを取り下げる権限を委任しない場合には、()内の「不服申立てを取り下げる権限を含む。」の文章を記載する必要はありません。
- 2 上記のような代理人資格証明書に代えて、委任状を提出しても差し支えありません。

年 月 日

不服申立て取下申出書

みよし市公平委員会委員長 様

請求者（又は代理人）

氏名 _____ ㊞

住所〒 _____ .

処分者 _____ が請求者 _____ に対して行った
年月 日付け処分についての不服申立て（ 年第 号）を取り下げま
す。

以 上

別紙5 公平委員会連絡先

審査手続等でわからないことは、みよし公平委員会（みよし市総務部総務課）にお問い合わせください。

電話：0561-32-8000

ファクシミリ：0561-32-2165

電子メールアドレス：soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

別紙2の記入要領

①本人が不服申立てを行う場合

(表)

※平成 年 第 号		不 服 申 立 書	
		(不服申立ての年月日) 平成23年 3月 1日	
みよし市公平委員会委員長 様		正副それぞれに押印	
		請求者(又は代理人) 公平太郎	
地方公務員法第51条及びみよし市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定により、次のとおり不服申立てします。			
① 処分を受けた者	(ふりがな) こうへいたろう 氏 名 公平太郎 (昭和32年 2月 2日生) (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 住 所 愛知県みよし市〇〇〇〇〇〇 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) 連絡先	住所等に変更を生じた場合には、その都度、その旨を書面で速やかに公平委員会まで届け出てください。	
	現在の職 〇〇課 課長補佐 現在の勤務所属 △△部 〇〇課 処分当時の職 〇〇課 課長補佐 処分当時の勤務所属 △△部 〇〇課	左に記入した住所・電話番号と異なる連絡先がある場合、住所・電話番号・FAX番号などを記入してください。	
② 処分者	職 名 みよし市長 氏 名 〇 〇 〇 〇	処分説明書・辞令に書かれている氏名・職名	
③ 処分	処分の内容 懲戒減給処分(1/10・3月間) 処分発令日 平成23年 2月18日 処分があったことを知った日 平成23年 2月18日		
④ 処分説明書	<input checked="" type="checkbox"/> 交付された (受領日 平成23年 2月18日) <input type="checkbox"/> 交付されなかった (上記欄で「交付されなかった」に記入した人のみ記入) 処分説明書の交付を <input type="checkbox"/> 請求した (経緯) <input type="checkbox"/> 請求しなかった		
⑤ 審理方式	<input type="checkbox"/> 書面審理を請求する <input checked="" type="checkbox"/> 口頭審理を請求する (<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開) (参考) 審理希望場所 みよし市役所 理由 (職場であるから。)		

(裏)

⑥ 処分に対する不服の理由 (具体的かつ詳細に記入すること。なお、長文にわたるときは別紙に記載して添付すること。)	
1. 処分理由に、課長に暴言を浴びせたとあるが、仕事上の意見を言っていたのであり、暴言ではない。	
2. 処分理由に、〇月〇日に欠勤したとあるが、その日は外部で会議があり、出席するために外出していただけており、勤務を欠いていない。	
3. 仮に処分される事実があったとしても、今まで処分されたことがないのにいきなり減給処分では重すぎる。	
よって、処分の取消し、もしくは、処分を軽くしてほしい。	
~~~~~	
~~~~~	
⑦ 添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 1. 処分説明書 2. 市長あて てん末書 3. 4.
⑧ 代理人により審査請求をする場合の代理人 (代理人であることを証明する書面を添付すること)	(ふりがな) 代理人氏名 _____ 職又は職業 _____ (〒 -) 住 所 _____ (電話番号 _____) 連絡先 _____

「処分の内容」の欄には、具体的な処分の内容(例えば、懲戒減給1/10・3月間、法第28条第1項第2号による免職など)を記入してください。

審理方式は請求者が任意に選択できます。審理場所は、公平委員会が請求者の意向なども勘案して決定しますので、参考までに審理を希望する場所とその理由を記入してください。

処分を受けたことについて何が不服なのか、その背景となる事実関係を含め、できるだけ具体的かつ詳細に記入してください。なお、長文にわたるときは、別紙に記入し添付してください。

処分説明書の写しなど、添付資料がある場合には、資料名を記入し、添付してください。

②代理人が審査請求を行う場合

(表)

代理人により不服申立てを行う場合には、代理人が記名押印してください。

※平成 年 第 号		不 服 申 立 書	
		(不服申立ての年月日) 平成23年 3月 1日	
みよし市公平委員会委員長 様		請求者(又は代理人) <u>人事花子</u> (印)	
地方公務員法第51条及びみよし市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定により、次のとおり不服申立てします。			
① 処分を受けた者	(ふりがな) こうへい ひとし 氏 名 <u>公平等</u> (昭和39年 5月10日生) (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 住 所 愛知県みよし市〇〇〇〇〇〇 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) 連絡先		
② 処分者	職 名 <u>みよし市長</u> 氏 名 <u>〇 〇 〇 〇</u>	処分説明書・辞令に書かれている氏名・職名	
③ 処分	処分の内容 <u>退職(退職を強要された。)</u> 処分発令日 <u>平成22年10月30日</u> 処分のあったことを知った日 <u>平成22年10月30日</u>		
④ 処分説明書	<input type="checkbox"/> 交付された (受領日 平成 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 交付されなかった (上記欄で「交付されなかった」に記入した人のみ記入) 処分説明書の交付を <input checked="" type="checkbox"/> 請求した 経緯 <u>上司は、「不利益な処分ではない」と言うだけで、交付してくれなかった。</u> <input type="checkbox"/> 請求しなかった	書面審査を選んだ場合は非公開で行いますので、公開・非公開のチェックは不要です。	
⑤ 審査方式	<input checked="" type="checkbox"/> 書面審査を請求する <input type="checkbox"/> 口頭審査を請求する (<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開) (参考) 審査希望場所 <u>みよし市役所</u> 理由 <u>住居に近いから。</u>		

「現在の職及び勤務所属」の欄は、請求者が現在職員でない場合には記入する必要はありません。

処分説明書が交付されなかった職員は、処分者に対して交付を請求することができます。請求しても交付されなかった場合には、その経緯(いつ、誰に請求し、その結果はどうであったか)を必ず記入してください。処分説明書が交付されなかった場合は辞令の写しを添付してください。

(裏)

⑥ 処分に対する不服の理由 (具体的かつ詳細に記入すること。なお、長文にわたるときは別紙に記載して添付すること。)	
仕事上のミスを上司からしつように責められ、辞職願の提出をむりやり強要され、冷静な判断ができない状態のまま、退職願を書き、上司に提出してしまった。	
その後、上司に何度も退職願の撤回を求めたが、撤回が認められず、退職させられた。	
よって、処分は不当であり、退職処分の取消しを求める。	
~~~~~	
~~~~~	
⑦ 添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 1. 辞令 2. 代理人資格証明書 3. 4.
⑧ 代理人により審査請求をする場合の代理人(代理人であることを証明する書面を添付すること)	(ふりがな) じんじ はなこ 代理人氏名 <u>人事花子</u> 職又は職業 <u>弁護士</u> (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 住 所 愛知県みよし市〇〇〇〇〇〇 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) 連絡先

代理人により不服申立てを行う場合には、この欄にも記入してください。別紙として「代理人資格証明書」を必ず添付してください。